

ビワイチ推進条例

滋賀県議会事務局政策調査課

滋賀県は、ビワイチ推進条例を制定した(条例第3号として令和4年3月25日公布、同年4月1日施行)。自転車の観光に特化した全国初の条例であり、「琵琶湖一周」の略称から始まったとされる「ビワイチ」を条例名にも取り入れている。滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、県の観光の振興及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。国内外から訪れるサイクリストが安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備することなど、7つの基本理念が定められている。

1 はじめに

議員提案による「ビワイチ推進条例」は、令和4年2月定例会議において賛成多数で可決され、3月25日に公布、令和4年4月1日に施行されました。

本稿では、条例の立案等において支援した議会事務局としての立場から、本条例の制定に至った背景や経緯、条例の内容等について紹介いたします。

2 条例制定に至った背景と経緯

「ビワイチ」の呼称は「琵琶湖一周」の略称から始まったと言われており、現在も、自

転車やバイク、ドライブ、鉄道、バス、ランニング、ウォーキングなど、様々な方法の「琵琶湖一周」に用いられ、多くの方に親しまれています。

その中でも特に、自転車による「ビワイチ」の人気が高まっており、琵琶湖一周のサイクリング体験者数は、令和元年には約10万9000人と推計されています。

自転車を利用して琵琶湖を一周する周遊と、湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等の周遊(ビワイチ・プラス)を合わせた、地域を代表する観光ブランドの一つであるビワイチは、国内外からの交流人口を増加させ、地域を活性化させるものであり、地方創生を

実現していくための柱であると考えられます。

令和元年に、ビワイチのうち琵琶湖を一周する経路が、国から第一次のナショナルサイクルルートに指定されました。このナショナルサイクルルートへの指定を好機と捉え、「ビワイチ」の魅力をさらに高め、滋賀の財産として地方創生に活用していくために、そのよりどころになる条例が必要であると考えられたところ です。

本条例は、本県議会の「地方創生・国スポ・障スポ大会対策特別委員会」において検討されてきました。昨年度の当初、委員長の発議により条例の制定を目指した調査研究を進めることとされ、その後、およそ1年間かけて

条例案の検討を進めてきました。検討に当たっては、「ビワイチ」のコースや拠点施設の現地調査、自転車観光に関わる団体や企業の方からの意見聴取も行われました。

その後、条例案に対する意見募集（いわゆるパブリック・コメント）を行い、それを踏まえて条例案を決定し、議員提案条例として本会議で提案されました。

3 条例の内容について

本条例は、前文と23条の条文及び付則からなりますが、以下、条例の主なポイントを説明します。

(1) 前文

前文では、条例制定の背景などを明らかにし、本条例が目指している理想を記載しています。本県の地域特性やビワイチに期待していること、近年のビワイチを取り巻く環境や本条例を制定する意義について述べた後、条例制定に当たっての決意を「多様な主体が自主的にビワイチに取り組むとともに、これまでに以上に連携して、本県の観光の振興を図り、地域の愛着と誇りに根ざした活力ある地域づくりを進めていくことができるよう、ビワイチを推進していく」と述べています。

(2) 目的と基本理念

本条例の目的については、第1条で「滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与すること」としています。

その目的を達成するための基本的な考え方として、第3条で、県内のサイクリストはもとより、国内外から本県を訪れるサイクリスト一人一人が安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備すること、本県の自然、文化、歴史、食などの魅力を再発見し、その情報を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用することなど、7点の基本理念を定めています。

その中では、自転車による周遊により、住民の方の安全面や環境面への影響に対する懸念の声もあったことから、地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、これらとの調和に配慮するとしており、このことが、後述のサイクリスト等の配慮に関する規定につながっています。

また、本条例は観光振興や地域振興を主眼としていますが、自転車を利用することで得られる健康や環境意識といったことにも留意しながら進めていくことが重要と考えられたことから、県民の健康の増進及び環境の保全に関する意識の向上に資するよう配慮すること

を規定しています。

(3) 県の責務等

ビワイチ推進に当たり、県が果たすべき責務について、第4条で、基本理念にのっとり、ビワイチ推進施策を総合的に策定し、計画的に実施すること、施策の策定及び実施に当たっては、国や市町、関係事業者、関係団体等との連携に努めるとともに、必要な情報の提供、助言、支援を行うことを定めています。

そして、第5条から第7条で、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体及び県民の役割を定めています。

「ビワイチ関係事業者」とは、旅行業、旅館業、飲食業を営む者、レンタルサイクル事業者、サイクルツアーガイド及び交通事業者その他のビワイチに関する事業を営む者と定義しており、ビワイチに関係する幅広い事業者を含むようにしています。

また、「ビワイチ推進関係団体」とは、ビワイチの推進に関する活動を行う団体と定義していますが、ビワイチの推進を直接の目的としている団体だけではなく、地域づくり活動を行う団体やボランティアガイド団体など、関係する活動を行う団体を幅広く含めて捉えており、ビワイチ関係事業者及びビワイチ推進関係団体のいずれもがビワイチの推進

に当たって大きな役割を果たしていることから、その役割について定めたものです。

さらに、ビワイチの推進には、県民がそれぞれの立場で関わっていただく場面が考えられるため、ビワイチに対する理解と関心を深め、県及び市町が実施するビワイチ推進施策に協力するよう努める旨を規定しています。県民の参加については、あくまでも自主的、自発的に行われるべきものであり、決して強制されるものではないことは言うまでもありません。

自転車の利用者が安全で適正な利用に努めることについては、別の条例（滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年滋賀県条例第1号））において規定されていますが、先の項目で述べたとおり、自転車の周遊について、住民の方の安全面や環境面への影響に対する懸念の声もあつたことから、本条例においてもビワイチの経路におけるサイクリストの配慮についての規定を第8条第1項で定めています。一方で、特に狭小な区間においてサイクリストが不安を感じることもあることから、自動車等の運転者についてもサイクリストが安全に通行できるように配慮に努めることを同条第2項で定めています。

（4）連携協力

ビワイチ推進に当たっての連携協力については、第9条及び第10条で規定しています。特に、関西広域連合としての取組を想定した近隣府県との連携協力や、他のナショナルサイクルルートなどを想定した大規模な自転車道等が立地する公共団体との連携協力を規定しています。

また、海外の関係機関等との連携協力も視野に入れており、例えば台湾については、以前から本県議会議員や県職員が自転車の活用について現地調査や意見交換のために訪れるなど、交流の実績があります。

（5）基本方針

ビワイチの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、第11条において、基本方針の策定を明記しています。ビワイチの目指すべき姿やビワイチ推進施策に関する基本的な事項、施策の内容など、ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることを条例上に位置付けることにより、関連施策のPDCAを回していくこととするものです。

（6）基本的な施策等

第12条以下では、基本的な施策として、誘

客の促進（第12条）、観光資源の活用（第13条）、魅力情報の発信（第14条）、人材の育成等（第15条）、道路環境の整備（第16条）、拠点施設等の整備（第17条）、安全な利用に関する取組（第18条）そしてサイクリストの利便性の向上（第19条）と、八つの施策を定めています。また、第20条においては、ビワイチ推進の象徴として、「ビワイチの日」及び「ビワイチ週間」を設けることを定めており、県民やビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体等の間に広くビワイチについて関心と理解を深めるとともに、ビワイチへの意欲を高め、愛着と誇りを育むための取組が進められることを期待しています。

なお、「ビワイチの日」は、「い（1）い（1）サイクル（3）」の語呂合わせから11月3日と、「ビワイチ週間」は同日から1週間としています。

4 条例施行後の取組

ビワイチの推進に向けては、これまで、「滋賀県サイクリストにやさしい宿」の認定やサイクルサポーターシステムの設置促進といった受入環境の整備など様々な取組がなされてきましたが、条例の制定を契機として、取組が一層加速されました。

広域的な連携に向けて、昨年10月、ナシヨ

展開していくことが期待されます。

ナルサイクルルートが所在する道県の知事又は幹部職員によるオンライン会議が開催され、各ルートの取組を紹介したほか、魅力発信に向けて相互連携していくことが話し合われました。

11月には、条例に基づく「ビワイチ推進基本方針」が策定され、ビワイチの目指すべき姿を明らかにするとともに、ビワイチ推進施策に関する基本的な事項や施策内容がまとめられました。

また、同じく11月には、初めてとなる「ビワイチの日」、「ビワイチ週間」を迎え、記念ライドや記念式典をはじめ、初心者の方でも安心して楽しんでいただけるよう特設のエイドステーションを設置するなどのサポート体制の充実、市町や団体、企業と連携しこの期間にイベントを開催いただくなど、県内各地で様々な事業の展開が図られました。

5 おわりに

本条例は、自転車の観光に特化した全国初の条例であると考えております。

条例の基本理念の実現に向け、「誰もが楽しめるビワイチ」を目指して多様な主体とこれまで以上に連携しながら本県の観光の振興を図り、活力ある地域づくりを進めるとともに、世界から選ばれるサイクルツーリズムを

●第69号(2022年5月発売) 定価 1,265円(税込)

・特集 法務担当職員のファースト・ステップ

自治体における法制担当の役割～法的な行政の実現～
 政策法務の基礎知識と能力アップのポイント
 条例づくりのプロセスと留意点
 法律相談を受けたときは～庁内法律相談業務のポイント～
 法務担当が知っておきたい訴訟の対応実務と留意点
 令和4年度法務能力向上のための講習会・セミナーの御案内

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

・トピックス

「条例の動き」から見た条例制定の動向
 住民投票を巡る昨今の動きと課題
 地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」について
 公用文作成の考え方(文化審議会建議、内閣官房長官通知)について



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <https://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 Web サ价